

(3) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においても、本ガイドライン1.(1)に示す感染症対策を講じるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更の工夫などが考えられること。

音楽科（小学校・中学校）の対応

- 音楽科においては、当面の間は、原則として、「歌唱」や「器楽(鍵盤ハーモニカ・リコーダー等)」といった、飛沫感染の恐れがある活動は行わない。
- したがって、当面の間は、年間指導計画の指導順序を変更し、小学校では、「音楽づくり」や「鑑賞」、中学校では、「創作」や「鑑賞」などの活動を優先して実施する。
- ただし、「音楽づくり」や「創作」においては、飛沫感染の恐れがない活動を実施する。
(例)リズム学習
- なお、器楽では、「木琴・鉄琴」などの打楽器や、「箏」「三味線」などの和楽器など、飛沫感染の恐れがない楽器を扱うことは考えられるが、合奏や児童生徒が密集した活動は避ける必要がある。